

指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備工事事業者の 指定の効力停止等について

この度、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第8条及び金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第8条の規定に基づき、令和7年2月21日付けで、下記のとおり、指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備工事事業者の指定の効力を停止するとともに、金沢市公共下水道条例第18条の規定に基づき、過料を科しました。

記

処分対象事業者	石川県河北郡内灘町字ハマナス2丁目22番地2 株式会社下村設備 代表取締役 下村 裕二
処分対象の区域	金沢市の給水区域及び下水道事業計画区域（農業集落排水施設の処理区域を含む。）
指定の効力停止期間	指定給水装置工事事業者 令和7年2月21日から令和7年5月20日まで（3月） 下水道排水設備工事事業者 令和7年2月21日から令和7年8月20日まで（6月）
処分の理由	金沢市四十万3丁目地内及び伏見台3丁目地内の住宅建て替えに伴う給水装置工事及び排水設備工事を管理者の承認を受けないで実施した。 【違反に該当する規定】 ・金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第4条第3号オ ・金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第4条第4号オ
過料	金沢市公共下水道条例第18条第1号の規定に基づく過料 管理者の確認を受けないで排水設備工事を実施 10万円